

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

### 佐賀県規則第二十八号

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例の

施行期日を定める規則

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第十八号。以下「改正条例」という。）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、当該各号に定める日とする。

- 一 改正条例附則第一条第三号に掲げる規定 平成二十二年六月一日
- 二 改正条例附則第一条第四号に掲げる規定 平成二十二年十月一日
- 三 改正条例附則第一条第五号に掲げる規定 平成二十三年一月一日
- 四 改正条例附則第一条第六号に掲げる規定 平成二十三年四月一日
- 五 改正条例附則第一条第七号に掲げる規定 平成二十四年一月一日